

平成28年2月22日

安曇野市教育委員会

平成28年2月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

<b>議案第 1 号</b>	教育部 生涯学習課
平成 28 年 2 月 22 日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当係長) 藤森 智

タイトル	豊科、穂高、三郷及び堀金公民館長の選任について
決定を要する事項の内容	公民館長の選任に係る協議
要旨	<p>明科を除く安曇野市公民館長（豊科、穂高、三郷及び堀金）の任期が平成 28 年 3 月 31 日をもって満了するため、安曇野市公民館の公募要領（平成 27 年 11 月定例会承認）に基づき選考したものです。</p> <p>なお、三郷公民館長へは応募者がいなかったため、選考委員と協議し選考しました。</p> <p>【社会教育法抜粋】 第 28 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。</p>
説明	<p>○公民館長（候補者）</p> <p>任期：平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日</p> <p>【豊科公民館長】 氏 名：内川 丈夫男 （再任） 性 別：男 年 齢：74 歳 住 所：安曇野市豊科光 1856</p> <p>【穂高公民館長】 氏 名：中田 光男 （再任） 性 別：男 年 齢：66 歳 住 所：安曇野市穂高有明 8806-2</p> <p>【三郷公民館長】 氏 名：千國 温 （再任） 性 別：男 年 齢：77 歳 住 所：安曇野市三郷温 5518</p> <p>【堀金公民館長】 氏 名：山田 賢一 （新任） 性 別：男 年 齢：65 歳 住 所：安曇野市堀金烏川 4727-2</p>

<b>議案第 2 号</b>	教育部 図書館交流課
平成 28 年 2 月 22 日提出	(課長) 高嶋 俊明 (担当) 財津 達弥

タイトル	安曇野市明科学習館管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議
要旨	行政不服審査法改正に伴い、第 7 条関係 安曇野市明科学習館登録団体認定取消書（様式第 5 号）の一部改正を行うものです。
説明	<p>不服申立構造の見直しや審理の公正性の向上等を目的に改正された行政不服審査法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。これに伴い、教示の改正が必要な第 7 条関係 安曇野市明科学習館登録団体認定取消書（様式第 5 号）を一部改正します。</p> <p>1. 改正部分</p> <p>①不服申立期間の延長に伴い、審査請求期間の「60 日」を「3 月」に改める。</p> <p>②不服申立てが「審査請求」に一本化されることに伴い、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する採決」に改める。</p> <p>2. 施行日</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>

安曇野市明科学習館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

安曇野市教育委員会  
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市明科学習館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市明科学習館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第5号（教示）中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第5号（第7条関係）

安曇野市明科学習館登録団体認定取消書

第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会

年 月 日付け 第 号で認定した安曇野市明科学習館登録団体の認定  
を下記の理由により取り消します。

記

- 取消理由
- 1 安曇野市明科学習館条例及び同条例に基づく規則等に違反したため
  - 2 認定の条件に違反したため

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

新旧対照表

安曇野市明科学習館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）

改正後		改正前	
様式第5号（第7条関係） 安曇野市明科学習館登録団体認定取消書	様式第5号（第7条関係） 安曇野市明科学習館登録団体認定取消書	第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
様	様	安曇野市教育委員会	安曇野市教育委員会
年 月 日 付 第 号で認定した安曇野市明科学習館登録団体の認定を下記の理由により取り消します。	年 月 日 付 第 号で認定した安曇野市明科学習館登録団体の認定を下記の理由により取り消します。		
取消理由	取消理由		
1 安曇野市明科学習館条例及び同条例に基づく規則等に違反したため	1 安曇野市明科学習館条例及び同条例に基づく規則等に違反したため		
2 認定の条件に違反したため	2 認定の条件に違反したため		
(教示)	(教示)		
1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。	1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、安曇野市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。		
2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		
なお、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	なお、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		

<b>議案第 3 号</b>	教育部 文化課
平成 28 年 2 月 22 日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 山田 真一

タイトル	安曇野市博物館条例の一部改正について
決定を要する事項の内容	条例の一部改正に伴う協議
要旨	安曇野市附属機関の見直しに伴い、「安曇野市美術資料等選定委員会」を「安曇野市博物館条例」に基づく附属機関として規定するため条例の一部改正を行うものです。(1 月定例教育委員会議案第 3 号として提出したものを、法規審査委員会の結果により修正し再提出)。
説明	<p>1 一部改正の理由</p> <p>要綱等により設置された機関(会議)においてなされた審査、審議、調査等は法的効力がなく対抗要件を具備しないため、安曇野市では「附属機関等の設置及び運営に関する指針」を改正し、該当する機関等について、条例化を促進しています。</p> <p>これに基づき、安曇野市美術資料等選定委員会を「安曇野市博物館条例」の中に定めるものです。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>条例については 3 月議会に上程し、一部改正を行うこととします。</p> <p>なお、現安曇野市美術資料等選定委員会要綱に基づき委嘱している現委員については、新たな条例に基づき 4 月 1 日付で再委嘱します。</p> <p>また、『安曇野市美術館美術資料等収集要綱』及び『安曇野市美術資料等選定委員会要綱』については、条例改正に合わせ見直しを行います。</p>

安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

安曇野市博物館条例（平成 18 年安曇野市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条を第 29 条とし、第 22 条の次に次の 6 条を加える。

（選定委員会の設置）

第23条 博物館資料を適正かつ円滑に収集するため、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という）を置く。

（選定委員会の所掌事務）

第24条 選定委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 安曇野市豊科近代美術館、安曇野高橋節郎記念美術館及び田淵行男記念館において収集する美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）の選定及び評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、美術資料等の収集に関すること。

（選定委員会の組織）

第25条 選定委員会は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する 5 人以内の委員で組織する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（選定委員会の役員）

第26条 選定委員会に、委員の互選による会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（選定委員会の会議）

第27条 選定委員会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第28条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正）

- 2 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 「

博物館協議会委員			6,700	3,500
----------	--	--	-------	-------

」を

「

博物館協議会委員			6,700	3,500
----------	--	--	-------	-------

美術資料等選定委員会委員			6,700	3,500
--------------	--	--	-------	-------

」に改める。



○安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(博物館協議会の設置)</p> <p>第19条 博物館に、博物館法第20条の規定により安曇野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(協議会の組織)</p> <p>第20条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する10人以内の委員で組織する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者</p> <p>(2) 社会教育の関係者</p> <p>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(協議会の役員)</p> <p>第21条 協議会に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。</p> <p>(協議会の会議)</p> <p>第22条 協議会は、会長が招集し、議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(選定委員会の設置)</p> <p>第23条 <u>博物館資料を適正かつ円滑に収集するため、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</u></p> <p>(<u>選定委員会の所掌事務</u>)</p>	<p>(博物館協議会の設置)</p> <p>第19条 博物館に、博物館法第20条の規定により安曇野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(協議会の組織)</p> <p>第20条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する10人以内の委員で組織する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者</p> <p>(2) 社会教育の関係者</p> <p>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(協議会の役員)</p> <p>第21条 協議会に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。</p> <p>(協議会の会議)</p> <p>第22条 協議会は、会長が招集し、議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

改正後	改正前
<p>第24条 選定委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 安曇野市豊科近代美術館、安曇野高橋節郎記念美術館及び田淵行男記念館において収集する美術作品及び美術に関する資料(以下「美術資料等」という。)の選定及び評価に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、美術資料等の収集に関すること。</p> <p>(選定委員会の組織)</p> <p>第25条 選定委員会は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する5人以内の委員で組織する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(選定委員会の役員)</p> <p>第26条 選定委員会に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。</p> <p>(選定委員会の会議)</p> <p>第27条 選定委員会は、会長が招集し、議長となる。</p> <p>2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。</p> <p>3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第28条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>(委任)</p>

○安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例  
平成17年10月1日条例第40号

別表第2 (第8条関係)

職名	報酬		
	年額	月額	日額
文化財保護審議会委員			6,700
安曇野市豊科郷土博物館長		140,700	
安曇野高橋節郎記念美術館長		140,700	
博物館協議会委員			6,700
美術資料等選定委員会委員			6,700
貞享義民記念館長		140,700	
公共下水道事業運営協議会委員			6,700
その他の委員			6,700
専門委員	予算の範囲内で任命権者が定める額		
その他特別職の職員	予算の範囲内において他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める額		

○安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例  
平成17年10月1日条例第40号

別表第2 (第8条関係)

職名	報酬			
	年額	月額	日額	4時間未満
文化財保護審議会委員			6,700	3,500
安曇野市豊科郷土博物館長		140,700		
安曇野高橋節郎記念美術館長		140,700		
博物館協議会委員			6,700	3,500
貞享義民記念館長		140,700		
公共下水道事業運営協議会委員			6,700	3,500
その他の委員			6,700	3,500
専門委員	予算の範囲内で任命権者が定める額			
その他特別職の職員	予算の範囲内において他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める額			

<b>議案第4号</b>	教育部 各課
平成28年2月22日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援についての協議
要旨	生涯学習課 後援4件 文化課 後援2件 (詳細 別紙)
<p style="text-align: center;">安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p>	

教育部生涯学習課共催・後援台帳

(平成28年2月定例会協議事項)

№	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
1035	H28.1.22	スポーツ推進担当	第35回全国少年柔道大会 中信地区予選会	安曇野市柔道協会 柳本 豊	中穂柔道連盟 安曇野市柔道協会	後援	全国までつながる大会のため後援をお願いしたい。	1月22日	平成28年2月28日(日)	豊科武道館 柔道場	柔道を通して健全なる心身の育成につとめる。	試合方法・トーナメント戦又はリーグ戦により行う。出場は分団・道場単位2チーム以内とする。	-	-	-	基準第3条第2項より可
1036	H28.1.26	社会教育担当	みんなで遊ぼう ふれあい水権館 IN アイシティ21	株式会社 井上 保 代表取締役 井上 保	株式会社 井上 保	後援	家族で楽しめるふれあいの場となりますので、幅広い告知を願いました。	1月26日	平成28年3月19日～4月3日	山形村 アイシティ21	海のなない長野県において、海の生き物を探たり、実際に触ってもらう事で、親子で楽しみながら学ぶきっかけを作り、ふれあいの場としたい。	展示水権コーナー、ふれあい水権コーナー 一般(高校生以上) 600円 子ども(小1～中学生) 300円 ※未就学児無料	-	-	-	基準第3条第2項より可
1037	H28.2.8	社会教育担当	初心者のためのインターネット安全教室	特定非営利活動法人グループ HIYOKO 代表 吉國 明夫	特定非営利活動法人グループ HIYOKO	後援	真横間に後援をいただくことで、より多くの市民の方々に安心してご参加いただけたらため。	2月5日	平成28年3月18日	豊科交流学習センター「きぼう」学習室1	家庭や学校からインターネットにアクセスする一般の方々を対象に情報セキュリティ対策に対する正しい理解を啓発すること。	インターネット安全教室セミナー(ビデオ上映、講師解説、クイズ学習)質疑応答 参加費 無料	-	-	-	基準第3条第2項より可
1038	H28.2.10	社会教育担当	皆で歌おう歌声喫茶	サンカヨウの会 代表 山本 武史	サンカヨウの会	後援	絆印象を持たれたたい。	2月10日	平成28年5月28日(土) 午後2時30分～午後4時30分	松本市音楽文化ホール 小ホール	音楽を通して、皆が元気になるよう社会貢献したい。	入場料 1,000円 歌声のコンサート コンサートホールで歌いましょう	-	-	-	基準第3条第2項より可

H27年度教育部文化課 共催・後援台帳

(平成28年2月定例会協議事項)

№	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
84	平成28年 1月28日	文化	75周年記念創元展 長野県巡回展 41回長野県支部展	一般社団法人 創元会 長野県支部	支部長 三枝 香彦	一般社団法人 創元会 長野県支部	多くの方に具象絵画への理解を一層深めてもらうため。 また、美術文化の向上・生涯学習に貢献したいため。	1月28日	平成28年 9月13日(火) ～18日(日)	豊科近代美術館 豊科交流学習センター「きぼろ」	絵画の展示 約120点 (100～130号)	日本画の展覧会	-	-	-	取扱基準第3 条第2項により 可
86	平成28年 1月29日	文化	春の特別展 「布施・知子 ORIGAMI展 ～紙と折りのリズム～」	安曇野市豊科 近代美術館	館長 降旗 潔	安曇野市豊科近代 美術館及び 公益財団法人 安曇野文化財団	実物を児童生徒の皆さんに見てもらい、伝承折り紙とは異なる作品を鑑賞してもらいたい。	1月28日	平成28年 4月22日(金) ～ 6月1日(水)	安曇野市豊科 近代美術館 本館2階展示 室・新館大展示 室	海外で高い評価を受ける作家 布施 知子氏の独自の折り紙を展示し、家族で楽しめる展覧会とする。	折り紙作家による展覧会 ・作家による作品解説 ・ワークショップ	-	-	-	取扱基準第3 条第2項により 可

<b>報告事項第 1 号</b>	教 育 部 学校教育課
平成 28 年 2 月 22 日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)大澤 明彦

タイトル	全国都市緑化フェア基本構想策定にかかる懇談会委員の選出について
要旨	<p>平成 31 年度長野県 (松本平広域公園、信州スカイパークをメイン会場、国営アルプスあづみの公園をサブ会場) として、開催を予定している『全国都市緑化フェア基本構想策定にかかる懇談会委員』について、担当の都市建設部都市計画課公園緑地係から委員の推薦依頼があり、関係市から委員が選任されますが、安曇野市には女性教育委員の推薦依頼があり、横内教育委員を推薦するのとしたものです。</p>
	<p>○懇談会委員の役割等</p> <p>長野県及び中信 4 市の費用負担により、基本構想を業者委託し、8 月の国土交通大臣協議までに構想を策定する予定としています。</p> <p>基本構想を策定するうえで、素案を懇談会に提示し委員の意見をお聞きした上で修正を行い、構想を仕上げる計画としています。</p> <p>懇談会については、4 月に 1 回、7 月までの間に 1 回 計 2 回を予定。</p> <p>○委員の構成 (案)</p> <p>学識経験者、関係団体等、国関係、公募による 15 名程度。</p> <p>教育委員は、関係団体等としての選任予定</p> <p>○公園緑地化フェアについて (別紙)</p>



# 全国都市緑化フェアについて

全国都市緑化フェアは、国民ひとり一人が緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、愉しめる知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがある街づくりを進めるための普及啓発事業として、昭和58年(1983年)から毎年、全国各地で開催されている花と緑の祭典です。



【写真】浜名湖花博 2014 第 31 回全国都市緑化しずおかフェア



## 都市緑化の推進を目的とした全国イベント

緑化フェア開催の目的

- 都市緑化意識の高揚
- 都市緑化に関する知識の普及
- 国、地方公共団体、民間の協力による都市緑化の全国的な推進

## 都市緑化フェア主要イベント模様

### ■庭園コンテスト

浜名湖花博 2014 第 31 回全国都市緑化しずおかフェア【国土交通大臣賞受賞作】  
多くの民間企業、市民団体が参加し、緑ある豊かな暮らしを来場者へ披露します。



### ■シンポジウム

第 30 回全国都市緑化とっとりフェア【鳥取大学】  
自治体、専門家、市民、団体が参加し、地域にふさわしい緑化のあべき姿のシンポジウムを開催します。



### ■市民参加事業

第 29 回全国都市緑化フェア TOKYO【三鷹市沿道緑化】来場者をまち全体おもてなしをします。このフェアをきっかけに、各団体のネットワークの活性化、新たな仲間作りが生まれるなどの効果があります。



## 国内最大級の緑のイベント

### ■人々の心を魅了する、集客力が高い 花・緑のイベント

都市緑化をテーマとした 30 年以上の歴史を持つイベントです。他の緑のイベントと比較しても、イベント集客力の効果は非常に高いといえます。また安定した集客が期待できるイベントと言えます。

毎年定期的に開催されている地方博は全国都市緑化フェアのみです。これは花や緑が普遍的な魅力を持していることや、フェアが都市緑化をテーマとした緑ある暮らし、街づくり等、多くの方に興味、期待値が大きいイベントであるためと考えられます。

### ■広範囲の地域から多くのお客様をご来場を誘うイベント

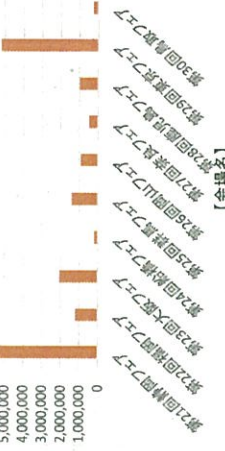
開催公共団体はもとより、それ以外地域からも花、緑に興味のある多くのご来場者が見込めます。都市緑化意識の啓発や情報発信、また開催公共団体の魅力を知っていただく観光振興、個人消費による経済的な貢献にも効果も期待できます。

### ■皇室をお迎えする『全国都市緑化祭』を開催

全国都市緑化祭では、『皇室のおことば』『子どもたちの緑化宣言』『みどりの社会貢献賞の授与』『フェア会場での皇室による記念の植樹』等が行われ、都市緑化の重要性を強く訴えかけるとともに、緑化祭に招待される地元緑化活動関係者等の方々にとって大きな励みとなっています。

## 多くのご来場者を魅了する緑の最大級イベント

■過去 10 年間の総来場数は 1790 万人



500 万人以上のご来場をいただいた静岡、東京フェアをはじめ、概ね 100 万人程のお客様を誘致することができています。船橋、鳥取フェアにおいても 20 万人以上のご来場があり、盛況に開催されました。

## 全国都市緑化フェア開催要綱

改定 平成 23 年 5 月 25 日国土交通省公園緑地・景観課緑地環境室 国都緑環第 72 号

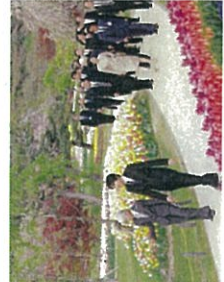
要綱 第 1 条 目的 全国都市緑化フェアは、都市緑化の意識高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力による都市緑化を全国的に推進し、もって緑豊かな潤いのある都市づくりを寄与することを目的とするものである。

### 全国都市緑化フェアの統一基本理念

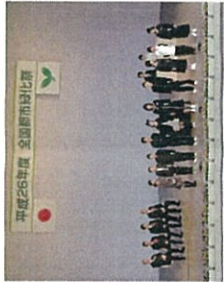
『緑ゆたかなまちづくり』

窓辺に花を・くらしに緑を・街に緑を・あしたの緑をいまつくろう。

## ■全国都市緑化祭のご様子 (浜名湖花博 2014 第 31 回しずおかフェア)



国内のご視察



子供たちの緑化宣言



記念植樹祭



<b>報告事項第 2 号</b>	教 育 部 学校教育課
平成 28 年月日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)飯嶋 正成

タイトル	安曇野市中間教室管理規則の全部改正について	
要旨	平成 28 年 1 月定例会で協議された、安曇野市中間教室管理規則の全部改正について、指摘のあった第 3 条休日及び開設時間について、修正するものです。	
	○修正内容	
	修正後	1 月提示案
	(休日及び開設時間) 第 3 条 支援センターの休日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日(前号に掲げる日を除く。) (4) <u>教育委員会が特に必要と認めた日</u>	(休日及び開設時間) 第 3 条 支援センターの休日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (3) <u>8 月 13 日から同月 16 日までの日</u> 及び 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

<b>報告事項第3号</b>	教育部 図書館交流課
平成28年2月22日提出	(課長)高嶋 俊明 (担当)小林 敬治

タイトル	三郷交流学習センター建設計画概要等について
	三郷交流学習センター計画図、事業費、建設スケジュールの報告
要 旨	平成27年度に進めてきた実施設計の終了に伴う報告
説 明	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設位置は、現在の三郷支所庁舎を取り壊した跡地に、三郷公民館棟に隣接する場所とし、相互の建物が連携して利用できる動線に配慮しました。</li> <li>・建物は、鉄骨平屋建て、面積は、1,816㎡。 (図書館：961㎡、交流学习部分等：855㎡)</li> <li>・交流学习部分には、展示ギャラリー、地域学習室、グループ学習室、カフェコーナー、オープンスペースを備えます。</li> <li>・グループ学習室は、小中学校の調べ学習に対応できますよう、図書館への出入りを可能としています。</li> <li>・図書館は、天井を高くし、間接光を取り入れた明るい館内とし、中央通路を広めにとって、ゆったりとした空間をイメージしています。</li> <li>・駐車場は、建物南側に新たに13台分確保し、その他に公民館棟と共用で身障者用のスペースを確保します。</li> <li>・駐輪場も、新たに相当数の確保をします。</li> <li>・自然エネルギーは、ソーラーパネルを100㎡設置し、自家消費で電力補助に利用します。</li> <li>・公民館棟との動線には、キャノピーを設置し、雨天などでも利用しやすくします。</li> <li>・図書館資料は、平成29年度開館時は44,600冊。その後、毎年3,000冊程度を購入し、平成32年度に図書館基本計画の計画目標である53,000冊(開架50,000冊、閉架3,000冊)の蔵書を予定しています。</li> </ul> <p>【事業費・建設スケジュール】</p> <p>別添資料</p>

## 三郷交流学習センター建設計画の報告

### ○施設概要

建設位置は、三郷公民館棟に隣接しており、相互の建物に連携を持たせた動線に配慮したものとなっております。建物は、鉄骨平屋建てで、面積は、1,816㎡となります。

設計は、前段でいただきました市民の皆様からのご要望を、可能な限り反映させたものとなっております。(別紙 三郷支所等整備検討市民会議報告書に対する主な対応状況)

交流学習部分につきましては、展示ギャラリー、地域学習室、グループ学習室のほかカフェコーナーの設置や自然光を取り込むためのオープンスペースを整備します。学習スペースは、主に地域学習室をご利用いただく予定ですが、展示ギャラリーの利用が無い場合には、自習スペースとしてご利用いただけますよう、展示パネルは可動式のものを採用しております。

グループ学習室につきましては、小中学校の調べ学習に対応できるよう、1クラス全員が利用できる広さと図書館資料を自由に活用できるよう図書館から直接出入りができるような配慮をしております。

図書館部分は、天井を高くし、間接光を取り入れた明るい館内になります。書架と書架の間隔は標準の1.8mとなりますが、中央通路を広く取り、ゆったりとした開放感を持たせます。

その他の部分ですが、建物南側へ13台分の駐車場を増設いたします。また、支所と共用で建物近くに身体障がい者用の駐車スペースを確保します。駐輪場につきましても、小中学生の利用を想定して相当数を確保いたします。

自然エネルギーの利用につきましては、太陽光発電パネルを100㎡設置し、自家消費という形で、省電力に努めます。

公民館棟との動線には、キャノピーを設置し、雨天時でも利用し易くいたします。

図書館資料は、平成29年度開館時は44,600冊。その後、毎年3,000冊程度を購入し、平成32年度に図書館基本計画の計画目標である53,000冊(開架50,000冊、閉架3,000冊)の蔵書を予定しています。

### ○経過

平成25年12月議会	市長から支所等についての整備方針の発表 当初計画の三郷支所改修から、三郷支所庁舎を解体し、跡地へ三郷交流学習センターを建設することに方針転換
平成26年1月17日	三郷支所等整備検討市民会議、三郷地域審議会、三郷区長会へ整備方針転換に関する説明を行い、承認を得た。
2月17日	議会全員協議会へ「支所等整備基本計画」を報告
3月29日	三郷支所及び三郷交流学習センター市民説明会を開催
5月13日	第1回三郷支所等整備検討市民会議へ計画概要を説明
6月8日	第1回市民ワークショップ開催 計画概要の説明と意見・要望聴取
6月29日	第2回市民ワークショップ開催 第1回の意見・要望を反映した修正計画の説明と意見・要望聴取
7月19日	第3回市民ワークショップ開催

	第2回の意見・要望を反映した修正計画の説明と承認。この修正計画をワークショップでの最終案として実施設計に反映することを確認
8月25日	三郷支所等整備検討市民会議から市長へ「三郷交流学習センターに関する要望書」の提出
10月21日	第2回三郷支所等整備検討市民会議開催 交流学習センターの整備について
10月31日	第3回三郷支所等整備検討市民会議開催 市民会議報告書の決定
11月27日	三郷支所等整備検討市民会議から市長へ「三郷支所等整備について」報告書の提出
平成27年3月25日	第4回三郷支所等整備検討市民会議開催 三郷交流学習センターに係る整備スケジュールについて
3月28日	三郷交流学習センター実施設計契約
11月16日	三郷支所等整備検討市民会議開催 三郷交流学習センター計画内容の中間報告

平成27年度に実施設計を開始し、図書館運営の専門コンサルタントの支援を受けながら設計内容をまとめさせていただきました。

### 三郷支所等整備検討市民会議報告書に対する主な対応状況

#### 【全体計画】

報告書内での要望	対応	設計での対応状況
施設規模：1,800㎡（図書館900㎡、交流部分等900㎡）	○	全体面積：1,816㎡（図書館961㎡、交流部分等855㎡）
展示ギャラリー、地域住民が活動する場300㎡以上	○	展示ギャラリー104㎡、エントランスホール194㎡、光庭（オープンスペース）78㎡ 計376㎡ その他247㎡（グループ学習室52㎡+78㎡、地域学習室65㎡+52㎡）
建物東側・北側及び南側の道路等から離れた場所に建てること	△	東側：車道との間に2mの歩道を設置し、約3m後退 北側：車道との間に2mの歩道を設置し、約7m後退 南側：南側駐車場との間に通路として、約4m後退
車寄せスペースの確保等	○	車寄せを設置し、支所との供用で身障者駐車場を4区画確保

#### 【図書館部分】

報告書内での要望	対応	設計での対応状況
エントランスから図書館入口までの空間	○	エントランスに入ると上部吹き抜けで明るく、図書館及び内部全体が見渡せる配置とする。
開架スペースは開放感を持たせ、書架の間隔は2mとする。	△	天井高を高く（最高4.5m）とり、間接光を取り入れた明るい館内とし、書架の間隔は1.8mと標準的な間隔とするが、中央の通路は4.5m（中央図書館3m）と広くとって開放感を持たせる。
幼児コーナーにお話会等のスペース、幼児用トイレ・授乳室を設ける。	○	キッズコーナー、お話しコーナー、幼児用トイレ、授乳室を設置する。 壁等で区切らず、床面の色分けでエリアを区別する。
児童・ヤングコーナーにヤングアダルト書架を配置し、若者にも魅力あるコーナーにすること	○	児童・ヤングコーナーを中央北側に配置し、年代別に図書を配置し、一般書とは動線を分ける。

調査閲覧コーナー・郷土資料コーナーは入口・幼児コーナーから離れた人の流れの少ない位置に配置する。	○	主な閲覧席を東側・南側窓際に外向きに配置し、人の流れが気にならないように配慮する。 郷土資料は図書館の一番奥まった位置に配置する。
視聴覚コーナーはカウンターから見える位置に配置する。	○	視聴覚コーナーはカウンターから見える入口近くの南側に配置し、机を利用した配置替えのできるタイプとする。
ブラウジングコーナーはゆったりとしたスペースを確保し、近くに新聞や雑誌を配置する。	△	新聞や雑誌コーナー付近にブラウジングコーナーを設置するが、全体の配置の関係上窓からのロケーションは対応が難しい。
開架 50,000 冊、閉架 3,000 冊を確保する。	○	資料収集は開架 50,000 冊を確保し、閉架の資料収集は 3,000 冊を基本とするが将来的な資料保管を考慮した収容力に余裕を持たせる。

【図書館事務スペース】

報告書内での要望	対応	設計での対応状況
事務室と作業スペースは1室とし、事務室を通らないで講師等が出入りできる接客スペースを設ける。	○	事務室・作業スペースを広くとり、事務室の入口側に応接室を設置する。
閉架書庫を充分確保する。	○	閉架書庫は十分な広さを確保し、閉架書庫内にも倉庫スペース、作業スペースを確保する。
職員厚生室など	○	キッチンを備えた独立した休憩室を確保し、男女の更衣室・ロッカーを配置する。

【交流部分】

報告書内での要望	対応	設計での対応状況
エントランスホールに喫茶コーナーを配置し、お話し会やコンサートもできるようにする。	○	カフェコーナーを中心に、エントランスホールや光庭(オープンパース)を利用して、様々な利用ができるものとする。
展示ギャラリーは、可動壁面、ピクチャーレール、ライティングレールを配置し、様々な展示ができるようにする。	○	展示ギャラリー内は可動壁を配置し、エントランスホールとの間も移動間仕切りで仕切れるようにする。ただし、本格的な展示は「みらい」「きぼう」を利用していただき、市民ユースの簡易な展示スペースとして利用料金を低く設定して気軽に使用できるものとした。展示が無い時は自習・談話スペースとしても利用可能とする。
学習室は「調べ学習」で1クラスが利用できるスペースを確保し、様々な目的に対応できる可動間仕切りで広さを調整できるような部屋を4室確保する。	○	一部図書館側からも利用できる部屋とし、4部屋を2部屋づつ可動間仕切りで広さを調整できるものとする。スクリーンを備え付け、プロジェクター等は備品で対応する。

【外構】

報告書内での要望	対応	設計での対応状況
建物の周囲を3m程度のグリーンベルトにしたい。	△	建物を敷地いっぱい配置することから、可能な部分を緑地帯とする。
建物東側・北側と駐車場南側の用水路の安全確保	○	建物東側・北側に歩道を設置することに合わせて用水路に蓋等を設置する。
奉安殿公園の整備	○	既存の公園を整備し、人が自由に出入りでき、憩いの場所として整備する。
駐輪場の整備	○	自転車の利用を想定し、駐輪場を増設する。

三郷交流学習センター建設予算概要

(単位：千円)

	全体予算 (A)	H28予算 (B)	H29予算 (A-B)
計画面積 (㎡)	1,816		
項 目			
建築確認手数料等	448	377	71
施工監理委託料	21,514	3,910	17,604
解体工事費 (4,498 ㎡)	237,000	237,000	0
交流学習センター建設費	1,014,250	353,690	660,560
備品 (テーブル・イス等)	44,000	0	44,000
合 計	1,317,212	594,977	722,235

(単位：千円)

財源内訳	全 体	H28	H29
合併特例交付金 (県)	102,400	51,200	51,200
三郷図書館建設事業基金	300,000	100,000	200,000
合併特例債	826,800	421,200	405,600
一般財源	88,012	22,577	65,435

# 三郷交流学習センター 建設計画

【三郷交流学習センター建設スケジュール】

内容	H27												H28												H29											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施設計	11ヶ月																																			
建築確認申請 ※1													2~3ヶ月																							
解体工事 ※2													(12月補正計上) (入札・3月議会議決)												(入札・12月議会議決)											
本体工事													アスベスト除去≒1500㎡												解体8ヶ月											
																									(入札・12月議会議決)											
開館準備 ※5																									本体工事11ヶ月											

※1 三郷支所建築検査後及び三郷支所建物直下の水路用途廃止後に確認申請提出。

※2 三郷支所引越後、解体工事着手(準備4月、アスベスト除去5月~7月、上屋解体8月~12月)

※3 建築確認申請許可後、入札(10月~11月)、12月議会にて契約議決、解体工事完了後、地盤改良工事、本体工事着手

※4 建設工事(工事準備1月、地盤改良2月~3月、上屋建設4月~10月、外構工事11月)

※5 開館準備(12月~2月)、開館時期は要調整

中継部分 基礎埋設量 (m<sup>3</sup>)

種別	種名	積算埋設量	基礎埋設量
①	掘削埋設 (基礎センター)	2035.840	1016.550
②	掘削埋設	49.540	0
③	公共埋設 (パイプ)	46.510	0
④	掘削埋設	3.000	3.000
⑤	掘削埋設	1.000	1.000
⑥	掘削埋設	1.000	1.000
⑦	掘削埋設	2227.440	1146.810
合計			

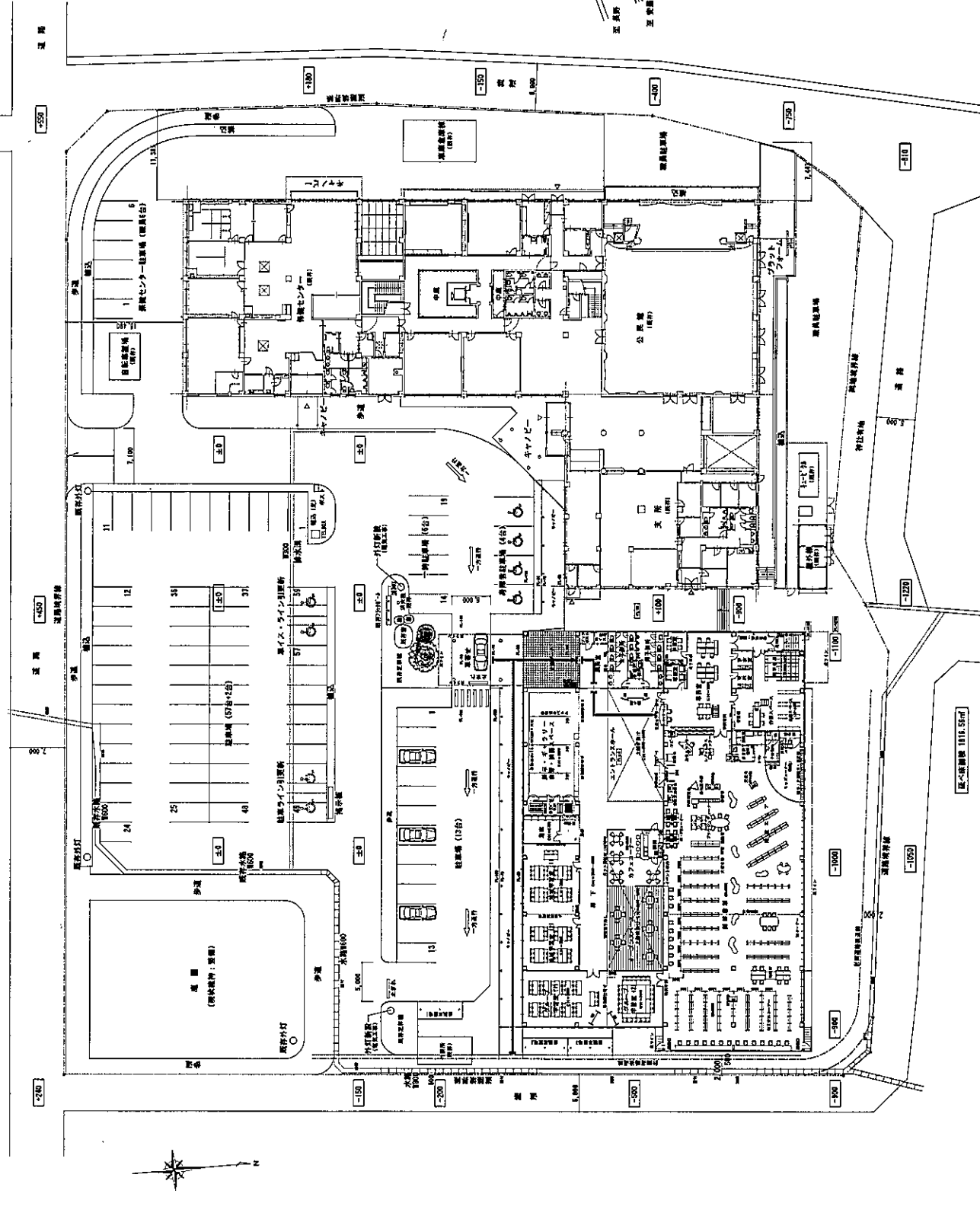
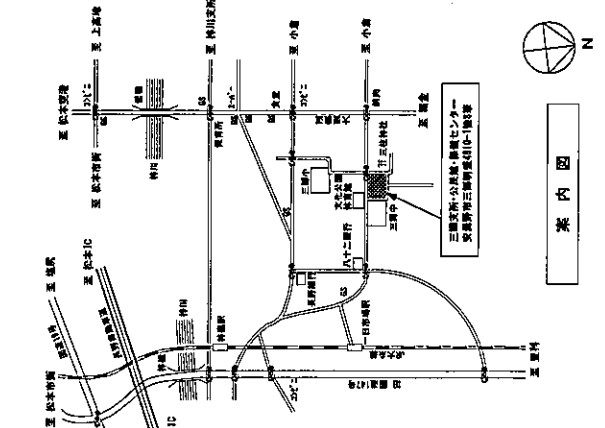
中継部分 埋設埋設量 (m<sup>3</sup>)

種別	種名	埋設埋設量	基礎埋設量
①	天板・基礎埋設	2487.110	1222.520
②	天板・基礎埋設	49.540	27.620
③	天板・基礎埋設	46.510	27.620
④	天板・基礎埋設	3.000	3.000
⑤	天板・基礎埋設	1.000	1.000
⑥	天板・基礎埋設	1.000	1.000
⑦	天板・基礎埋設	2227.440	1146.810
合計			

中継部分 (埋設) 中継部分 (埋設) 合計

種別	埋設埋設量	基礎埋設量	合計
掘削埋設	2227.440	2325.000	4552.440
掘削埋設	1016.550	2109.840	3126.390
合計			7678.830

埋設率 43.1%



SCALE 1/250  
DATE 12.09  
1/250  
DATE 12.09

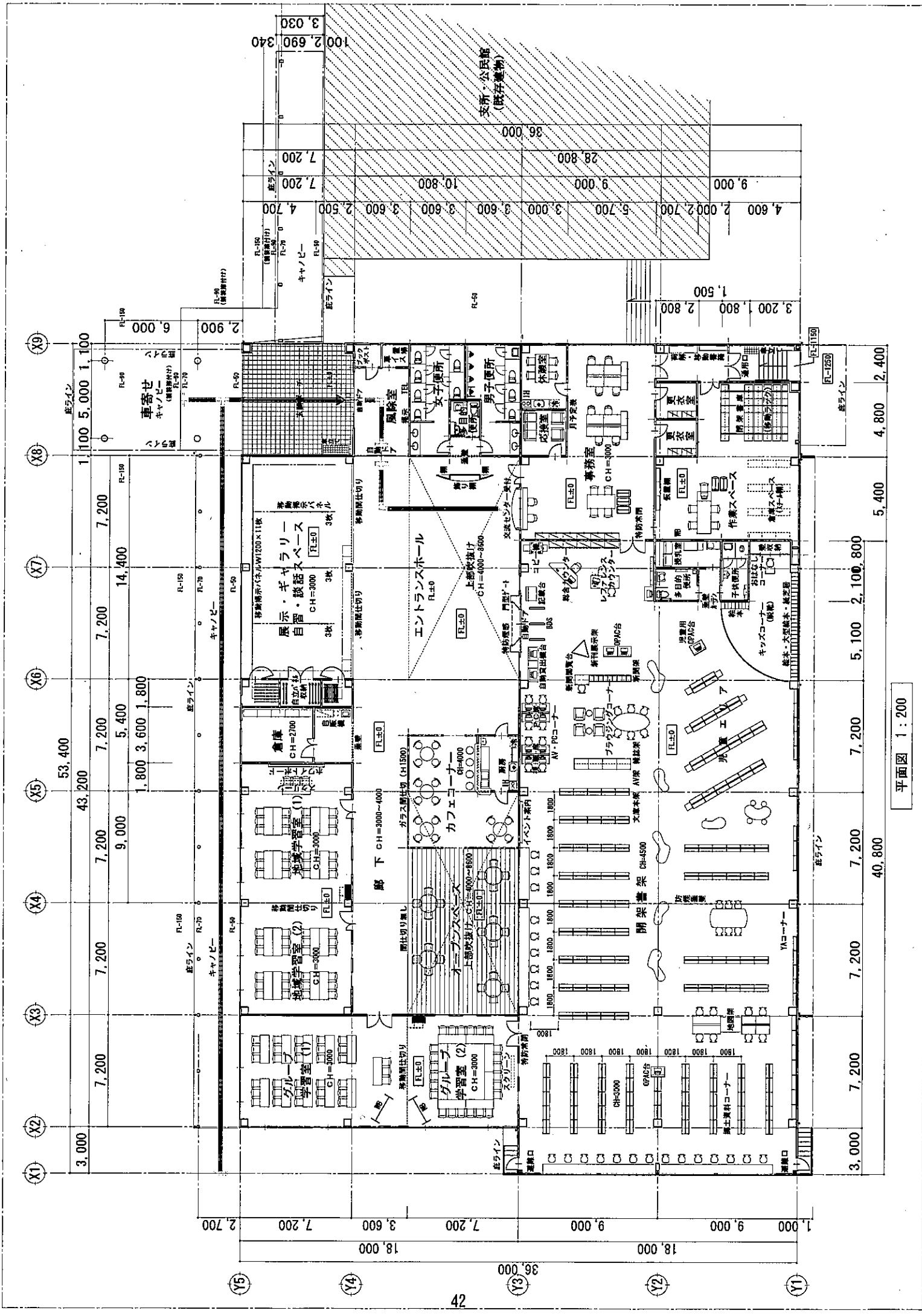
NO. A-14

100% MARK  
1/250  
DATE 12.09

CONSTRUCTION NAME  
三郷支庁庁舎センター一階地上工事

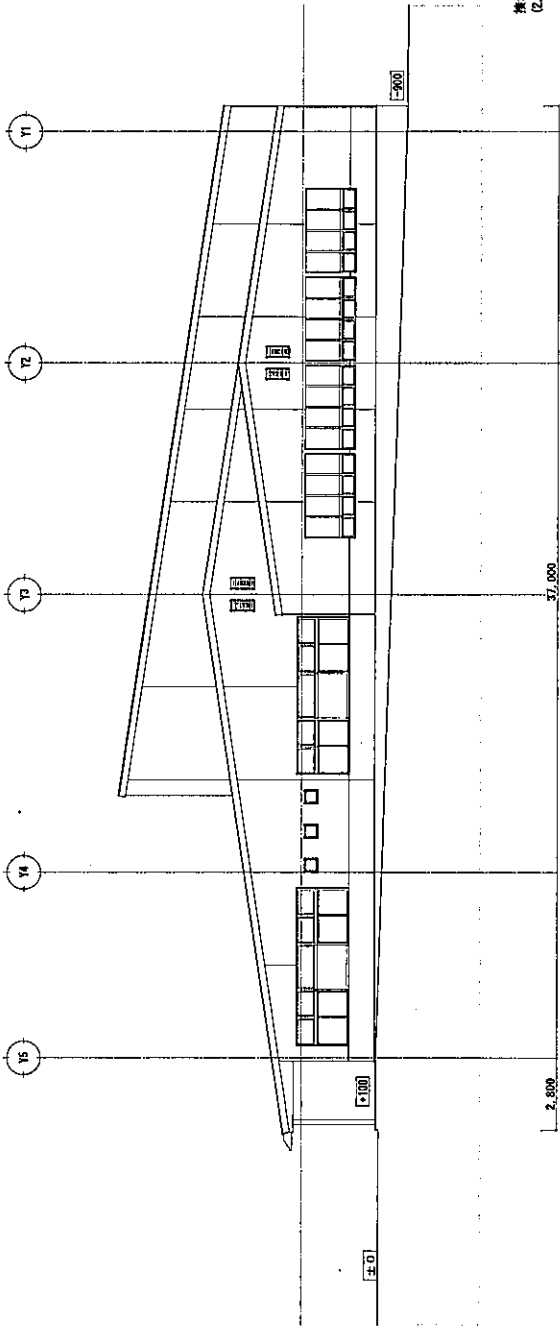
伊藤建築設計事務所  
IIZUMI ARCHITECTURE DESIGN CO., LTD.  
TEL: 0282-222222 FAX: 0282-222222



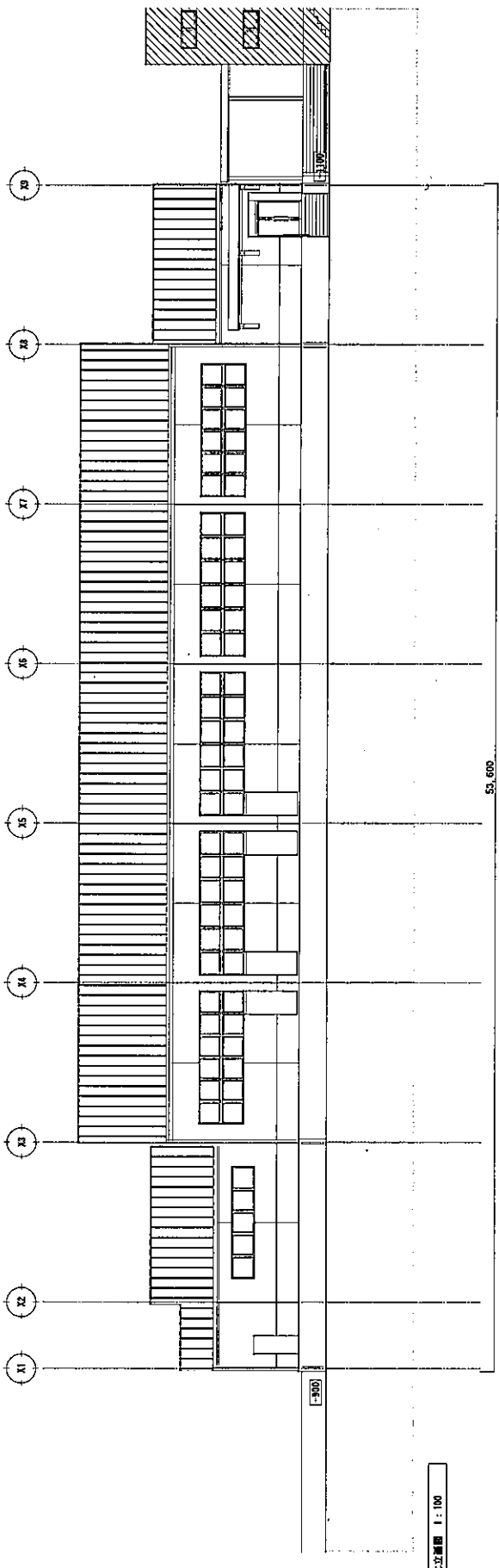


平面図 1 : 200






棟地面積  
 $(2.80 \times 10) + (37.00 \times 0.80) = 53.02 \text{ m}^2$



棟地面積  
 $53.60 \times (-0.90 - 1.10) / 2 = 53.6 \text{ m}^2$

外観面積 186.80 m <sup>2</sup> 平均地盤面 (5.36-13.00-33.02-53.60)/186.80 = -0.504604 m 設計 位 -505 mm	SCALE	AI	1/200	AI MAP
	DATE	1/100	1/100	No. A-1B
MAP NAME	立 面 図 ( 2 )	REG. NO.	14-045	
CONSTRUCTION NAME	三郷交流センターセンター建設工事			
DATE				
DESIGNER				
CHECKER				
APPROVER				
株式会社 伊藤建築設計事務所 ITOH ARCHITECTS & PLANNERS 〒330-0855 茨城県水戸市水戸1-1-1				

<b>報告事項第4号</b>	教育部 学校教育課
平成28年2月22日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)藤澤 一渡

タイトル	平成27年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
要旨	全国体力・運動能力、運動習慣等調査が昨年4月から7月にかけて、全国の小学校5年生と中学校2年生を対処に行われ、市内の小学校10校、中学校7校も参加しました。その結果がスポーツ庁より送付されました。その結果等について報告するものです。

1 体力向上に対する安曇野市の取組み

児童・生徒の体力向上を図るために、教育委員会、教育会、校長会(学校)、子ども支援課(保育園・幼稚園)の関係者により「体力向上推進委員会」を構成し、実態を共有し体力や健康・運動能力の向上・運動習慣等の改善のために連携した取り組みを進めています。

2 調査内容

(1) 児童生徒に対する調査

①実技に対する調査

小学校 8種目	握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ
中学校 8種目	握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走(男子1,500m、女子1,000m)又は20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ

②質問紙調査

運動習慣に関する質問紙調査

(2) 学校に対する調査

子どもの体力向上に係る取組等に関する質問紙調査

3 安曇野市の傾向と課題(全国平均との比較等)

	低い種目	高い種目
小学校	男子の握力のみ1種目	男子4項目、女子6項目
中学校	男女とも、上体起こし・反復横跳び・20mシャトルラン・ソフトボール投げの4種目 総合点 男子は僅か、女子は下回る状況、	

小学校=総合評価点でもAB評価が多く、取組みの成果が表れています。

中学校=男女とも、体力上位者が全国・県と比べ少ない状況。

【「平成27年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について 別冊】

<b>報告事項第5号</b>	教 育 部 学 校 教 育 課
平成 28 年 2 月 22 日 提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)藤澤 一渡

タイトル	平成 27 年度 スクールサポート事業に対するアンケート調査結果について
要旨	<p>スクールサポート事業は、地域との連携体制を構築し地域全体で学校教育を支援することを目的とし事業を推進しているところですが、事業改善の参考とするため、学校支援ボランティア（279 人）、地域コーディネーター（17 人）、各小中学校教職員を対象に実施しました。</p> <p>アンケート調査結果については、今後、事業改善及び信州型コミュニティスクールとの連携を検討する資料として、地域教育協議会等において報告し、協議を進めています。</p>
	<p>○スクールサポート事業に関するアンケート調査結果(別冊)</p> <p>〈調査期間〉 平成 27 年 12 月 14 日～平成 28 年 1 月 12 日</p> <p>〈回収数〉</p> <p>学校支援ボランティア 173 人 (回収率：62.0%) 地域コーディネーター 15 人 (回収率：88.2%) 学校教職員 525 人 (回収率：91.1%)</p> <p>○第 2 回地域教育協議会開催日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・穂高東中地域教育協議会 2 月 15 日(月) 午後 6 時 30 分から</li> <li>・三郷地域教育協議会 2 月 16 日(火) 午後 6 時 30 分から</li> <li>・堀金地域教育協議会 2 月 17 日(水) 午後 6 時 30 分から</li> <li>・豊科南中地域教育協議会 2 月 22 日(月) 午後 6 時 30 分から</li> <li>・穂高西中地域教育協議会 2 月 23 日(火) 午後 6 時 30 分から</li> <li>・明科地域教育協議会 2 月 24 日(水) 午後 6 時 30 分から</li> <li>・豊科北中地域教育協議会 2 月 25 日(木) 午後 6 時 30 分から</li> </ul> <p>○第 2 回スクールサポート実行委員会</p> <p>開催予定日：平成 28 年 3 月 1 日(火) 開催時間：午後 6 時 30 分から 場所：市役所本庁舎 301 会議室</p>

<b>報告事項第6号</b>	教 育 部 各 課
平成28年2月22日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
要旨	生涯学習課          6件 文化課                9件
<p style="text-align: center;">安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準 (審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるもの限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p><u>(教育長の専決範囲)</u></p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部生涯学習課共催・後援台帳

(平成28年2月定例会専決事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
139	H28.1.4	スポーツ推進担当	第28回中日選手権杯杯地区交流フットサル大会	安曇野市両科地 球体育協会 伊藤 聖徳	安曇野市明 科地域体育 協会、スポーツ 少年団明 科支部	後援	スポーツ振興に寄 与するため	1月4日	平成28年3 月6日(日)	○	過去承認	1月22日	明科体育館、明 科中学校体育 館、朝前小学校 体育館	フットサルの普及、中信地区選手 の交流、冬季における体力向上 などを目的にトーナメント方式で 開催を争う。	参加資格:スポーツ少年団加盟及び 長野県サッカー協会登録で中信地区 所属のチーム。予定参加人数400 人 参加料:1チーム4,500円	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
140	H28.1.8	スポーツ推進担当	第10回総合長野米カップ 長野県小学生ハルポール 大会 大北・安曇野・東筑 ロケット大会	総務委員長 中村 浩人 財政委員長 山越 慎一	(財)長野県 ハルポール協 会、長野県 日本小学生 ハルポール 連盟(長野県 小学生ハル ポール連盟 安曇野・東筑 支部)	後援	安曇野市の体育振 興や教育委員会の 広報活動を機して大 会を開催する。開催 地区児童の親睦と ハルポールによる 体力向上と体力養 成を図る。	1月8日	平成28年2 月7日(日)	○	過去承認	1月22日	豊科勤労者総合 スポーツ施設体 育館(開全式 会場)、豊科南社会 体育館	ハルポールを通して、大北・安 曇野・東筑地区児童の親睦を図 る。ハルポールによって小学生 の体力向上と体力養成につとめ る。	2月6日(土)午後7:00~9:00 試合会場準備作業 2月7日(日)午前8:00~午後5:00 小学生ハルポール大会(トーナメン ト方式、全試合3セットマッチ、フ リポジション制、6人制競技規則により 実施。 参加料:1チーム4,000円	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
141	H28.1.18	スポーツ推進担当	平成27年度「第22回安曇野 卓球選手権」卓球選手権大会	会長 西村 義夫	安曇野卓球 連盟	後援	社会教育一環として 必要	1月15日	平成28年2 月14日 (日)	○	過去承認	1月22日	明科体育館	中高年者(30歳以上)愛好者に生 活スポーツの一つとして、卓球競 技を通じて楽しく親しむ者の拡大を 図る。	安曇野市内に居住又は通勤し、4月1 日までに満30歳に達している者。予 定参加者約30名。 試合形式:3ダブルスによる予選リ ーグ及び決勝リーグ 参加料:1人1,000円	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
142	H28.1.22	スポーツ推進担当	平成27年度 中信地区紅白 試合	橋本 豊	中信柔道連 盟、安曇野市 柔道協会	後援	伝統ある大会であ り、市内の中学生以 上も多数出場するた め、応援をお願いした い。	1月22日	平成28年2 月14日 (日)	○	過去承認	1月26日	豊科武道館 柔 道場	柔道を通して健全なる心身の育 成につとめる。	試合方法:中学生の部及び高校一 年の部とする。個人戦の勝ち抜き試 合で行う。 参加料:1人500円	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
143	H28.1.22	スポーツ推進担当	第11回アヤマ杯少年少女剣 道大会	アヤマ杯少年少女 剣道大会実行委 員会	明科剣道会	後援	子供達の健康増進 を目的とし、道徳や 仲間意識を養うた め、応援をお願いし ます。	1月22日	平成28年3 月13日 (日)	○	過去承認	1月26日	明科体育館	剣道を通して、子供達の体力向 上を目的とし、剣道を通じての本 大会は、アヤマ杯から教えて 25年以上経つ大会である。	試合方法:小学生の部・中学生の 部、各部門・トーナメント方式で行 う。 参加料:団体戦1チーム2,000円、個人 戦1人500円	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
144	H28.2.8	社会教育担当	遊んで学んでスカーハイパー 杯早卒のかほりお届けしま す	所長 斎岡 御子柴 秀明	TOY BOX 信 州スカーハイ パー センター	後援	対象となる子どもか ら保護者に障害を幅 広くご理解いただき 、安心してご参加 いただけたら後援を お願いいたします。	2月5日	平成28年 2月27日 (土) 午前10時 ~午後3 時	○	過去承認	2月12日	信州スカーハイ パー センター	遊んで学べる様々な企画を実施 したり、園内で予定した花袋を無 料配布するイベントです。幅広い 世代が楽しめる内容となっております。	入場無料 スタジアムツアー、そば打ち教室、花 木無料配布など。	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可

H27年度文化課共催・後援台帳

№	実行日	所費	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	理由	承認(要約)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
80	平成28年 1月15日	文化	第14回 安曇野百選ウォークラリー	安曇野百選プロジェクト 宮崎 崇徳	安曇野百選プロジェクト シエフト	後援	地域学習の機会となる 公共性の高い催しであ り、小学生にも参加を募 るため。	1月14日	平成28年 2月7日(日)	過去 承認	1月18日	穂高神社	穂高神社内の歴史的建造物をクイズ形式でめぐり、地域の魅力を発見する機会を捉える。	穂高神社探検ウォークラリー 対象:市内の親子等 参加料:1組100円	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により 可
81	平成28年 1月20日	文化	第39回 信州書象会	理事長 市澤 静山	信州書象会	後援	安曇野市在住の会員も 多いので、後援をお願い したい。	1月20日	平成28年 5月20日(金) ~22日(日)	過去 承認	1月26日	松本市美術館	長野県における書道芸術の普及と向上を 書道教育の発展を目的に、信州書象会 員(約100人)の作品を展示し、一般の 方にも鑑賞していただく。会場では、故 上條信山氏の作品鑑賞会も開催する。	書道展 (会員及び故上條信山氏の作品) 入場料:無料	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により 可
83	平成28年 1月27日	文化	わくわくキッズコンサート	「ホット」演奏ボラ ンティア協会 牛山 正博	「ホット」演奏ボラ ンティア協会 松本ミュージアム・ オーケストラ	後援	公民館などにチラシを置 き、広くコンサートの宣 伝をしたいため。	1月26日	平成28年 4月18日(月)	過去 承認	2月1日	松本市庄内地 区公民館・大 会館	子連れでコンサートに行かれない方や、 小さいお子さんかいて夜のコンサートに 行かれない方のために昼間にコンサートを 行い、音楽に触れてほしい。	コンサート (ピアノ・ヴァイオリン・チェロ) 入場料:無料	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により 可
85	平成28年 1月28日	文化	日本クラウン吟 詠コンクール甲信越地区予 選大会	日本クラウン吟 詠会 友金甲信越地区 区	日本クラウン株式 会社	後援	多くの参加を募ると同時 に、観望してもよい、吟 詠への理解を深めても らい、普及を回りたいた め。	1月27日	平成28年 6月19日(日)	過去 承認	2月1日	豊科公民館	吟詠のコンクール 参加料:3,000円 入場料:無料	○	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により 可
88	平成28年 2月8日	文化	新作り研究会 (大森の杜で方全載)	あづみ野秋香 会 長 堀入 登	あづみ野秋香会 会 長 堀入 登	後援	市民への新花の普及と 社会情勢教育及び文化 の向上に寄与するた め。	2月8日	平成28年 3月28日(土) ~ 10月15日 (土)	過去 承認	2月9日	穂高会館	新花愛好者との連携体系を構築する中 で、栽培技術の向上と知識を回り、教 育・文化等の振興に寄与する。	大新の栽培講習会 参加料:無料	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により 可
89	平成28年 2月8日	文化	菊作り研究会 (山菊盆栽)	あづみ野秋香 会 長 堀入 登	あづみ野秋香会 会 長 堀入 登	後援	市民への新花の普及と 教育・観光・文化の向上 に寄与するため。	2月8日	平成28年 3月18日(土) ~ 10月8日(土)	過去 承認	2月9日	穂高神社 斎館	最新の栽培講習会、新花の普及に努 め、愛好者相互の親睦を回り、積極的に 教育・文化等の振興に寄与する。	山菊盆栽の講習会 参加料:無料	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により 可
90	平成28年 2月10日	文化	楽団ケ・セラ 第13回定期 演奏会	特定非営利活 動法人 ケ・セラ	特定非営利活動法 人 ケ・セラ	後援	安曇野市民、小中学生 の皆さんにも多数ご来 場いただきたいため。	2月1日	平成28年 5月15日(日)	過去 承認	2月12日	松本市音楽文 化ホール	音楽を通して社会的自立を目指す。初 回は、御障がい者の楽団「セラ」の演奏を多く の方に聴いていただき、障がい者の社会 参加について考える機会としていただ きたい。	演奏会 (クラシック、民謡、ポップス等) 入場料:無料 一般(当日)1,000円 #(前席) 800円 中学生以下は無料	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により 可
91	平成28年 2月12日	文化	第27回 松本かな美の書展	松本かな美の 会 代表 横田 真夫	松本かな美の会 代表 横田 真夫	後援	教育委員会の後援が効 果的景観のひびきと高まる ため。	2月12日	平成28年 3月28日(金) ~28日(日)	過去 承認	2月15日	松本市美術館 ギャラリーA・B	我が国固有の和様、特にかな書道の研 究を回り、地域文化の高揚を図る。	かな書道の展覧会 入場料:無料 参加料:5,000円	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により 可
92	平成28年 2月12日	文化	安曇野書林フォーラム 2016	書林と歴史 的景観のひびきと高まる ため。 シエフト	書林と歴史 的景観のひびきと高まる ため。 シエフト	後援	書林は安曇野の象徴 的景観のひびきと高まる ため。その原動力は公共的民間 題であるため。	2月12日	平成28年 3月19日(土)	過去 承認	2月15日	安曇野市庁舎 4階大会議室	講演会 来賓:「武蔵野 新市緑化への思い」 講師:土屋 正志氏(武蔵野市前市長) パネリスト:「スガシヨウ」 題目:「新市の緑 町の緑 田園の緑」 入場料:無料	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により 可	



**報告事項第7号**

**平成27年度事業進捗状況報告（懸案事項等）**

教育総務係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
小・中学校卒業式・入学式	小学校卒業式 3月17日(水) 中学校卒業式 3月16日(火) 小学校・中学校入学式 4月5日(火)	出席者)教育委員会・市長部局・市議会議員について調整
初任者研修及び10年者研修	初任者研修まとめの会 2月5日(金) 出席者 20/22人中 10年者研修まとめの会 2月8日(月) 出席者 12/12人中	

学校教育係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
通学路合同点検 (学校安全事業)	・通学路交通安全プログラムに基づき、市内小中学校の指定通学路及び導線道路の合同点検を実施いたしました。  開催日 2月3日(水) 三郷地域 2月8日(月) 明科地域 2月9日(火) 堀金地域 2月10日(水) 穂高地域 2月12日(金) 豊科地域	第2回通学路交通安全部会 開催日：平成28年2月18日(木) 開催時間：午前9時から 場所：市役所本庁舎401会議室
平成27年度 安曇野市中学生海外ホームステイ交流派遣事業	期 間:3月19日(土)～28日(月) 派遣先:オーストラリア メルボルン ホスト学校:ステラ・マリス・プライマリースクール 参加者:中学生14名、教育委員会引率2名	行程表別添
安曇野警察署との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定	締結日:2月5日(金) 午後1時30分～ 会 場:安曇野市役所 共用会議室305 締結者:安曇野警察署長、 安曇野市教育長、麻績村教育長、 生坂村教育長、筑北村教育長 その他出席者:安曇野市警察署生活安全課長、 教育部長、各村教育次長	「安曇野警察署管内の児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」として運用

学校庶務担当

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
特設公衆電話の設置	災害時優先電話である特設公衆電話の電話線を全ての指定避難所(27箇所)に敷設するため、平成27年7月3日付で、NTT東日本と「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」を締結し、設置場所(学校体育館等)の事前調査を実施。(所管:危機管理課) 設置 ー 小中学校17校の体育館等	NTT東日本において、敷設(基本的には経費NTT負担)

平成 27 年度 安曇野市中学生海外ホームステイ交流派遣事業 行程表(概要)

日時		場所	スケジュール
3月19日(土) (現地時間)	4:45	安曇野市役所前	出発
	12:15	成田国際空港発	空路メルボルン国際空港へ
	0:10頃	メルボルン国際空港着	市内ホテルへ ホテル泊
20日(日)	13:00	ホテル 発	ホームステイ地域のビュリスへ異動
	14:00	ビュリスビーチ着	ホストファミリーと対面、昼食を兼ねた ウェルカムパーティー
	16:00～ 17:00	各ホストファミリー宅へ	各ホストファミリーと帰宅 ホームステイ開始
21日(月)～ 23日(水)	8:30	ステラ・マリス・プライマリ・スクール	各ホストファミリーの送迎で子ども達と 登校
	15:30頃		学校終了後、ホストファミリーと帰宅
24日(木)	9:00	パーク・デイル・セクター・カレッジ	学校内見学/留学生との交流 (予定)
	午前中		電車で市街のグイクトリアマーケットへ 市場内散策
	15:30頃	ステラ・マリス・プライマリ・スクール	学校着 ホストファミリーと帰宅
25日(金)	9:00	ステラ・マリス・プライマリ・スクール発	貸切バスで1日観光
	17:00頃	ステラ・マリス・プライマリ・スクール	学校着 ホストファミリーと帰宅
26日(土)	終日	各自	各ホストファミリーの計画で観光・ショッピング 等
27日(日)	16:00	ステラ・マリス・プライマリ・スクール発	お別れの挨拶 セントギルダに出発
	01:15	メルボルン国際空港	空路 成田国際空港へ
28日(月)	9:05	成田国際空港着	
	10:00		安曇野市に向けて出発
	15:00頃	安曇野市役所着	

甲 安曇野警察署長

清水 英明



乙 安曇野市教育委員会教育長

橋渡 勝也



麻績村教育委員会教育長

敏 森 力



生坂村教育委員会教育長

藤澤 光



筑北村教育委員会教育長

宮下 敏彦



麻績村筑北村学校組合教育委員会

教育長

敏 森 力



安曇野市教育委員会、麻績村教育委員会、生坂村教育委員会、筑北村教育委員会及び麻績村筑北村学校組合教育委員会と安曇野警察署との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書

安曇野警察署（以下「甲」という。）及び安曇野市教育委員会・麻績村教育委員会・生坂村教育委員会・筑北村教育委員会・麻績村筑北村学校組合教育委員会（以下「乙」という。）は、児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故等が多発する中で、少年の非行問題が広域化、多様化、深刻化してきている現状を踏まえ、安曇野市・麻績村・生坂村・筑北村内における市・村・学校組合立学校の児童生徒（以下「児童生徒」という。）の安全の確保と非行の防止を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりなどの心を育み児童生徒の健全育成を推進するため、相互の連携に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が、自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、緊密な連携のもとに効果的な対応を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定に基づき施策の名称は、「安曇野警察署管内の児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」（以下「連絡制度」という。）とする。

(連携関係機関)

第3条 この連絡制度において連携する関係機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 甲及び事案を担当した警察署
- (2) 乙並びに市・村立の小、中学校・学校組合立の中学校（以下「学校」という。）

(連携の内容)

第4条 連携機関は、一般的な情報交換による連携はもとより、児童生徒の安全を確保するために必要かつ具体的な情報及び個々の問題行動に着目した具体的な情報を相互に連絡することにより、実質的な連携を図るものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じて、関係する学校と協議を行い、次条の対象の事案について具体的な対策を講じるものとする。

(相互連絡の対象事案等)

第5条 この連絡制度に係る相互連絡の対象事案は、次に掲げる事案とする。

(1) 安全確保のための相互連絡の対象事案

- ア 不審者に関する事案
- イ その他児童生徒の安全を確保するために必要な事案等

(2) 警察署から学校への連絡対象事案

- ア 児童生徒が身柄付送致又は身柄付通告された事案のうち、警察署が学校との連携を必要と認めるもの
  - イ 児童生徒の非行及び不良行為が共犯で行われた事案並びに関係者が複数にわたる事案で、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれがあり、警察署が学校との連携を必要と認めるもの
  - ウ 児童生徒が犯罪等の被害に遭った事案で、警察署が学校との連携及び継続的な支援が必要と認めるもの
  - エ その他事案の内容から、児童生徒の非行、犯罪被害を防止し、又は健全育成のために警察署が学校との連携を必要と認めるもの
- (3) 学校から警察署への連絡対象事案
- ア 重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高く、学校が警察署との連携を必要と認めるもの
  - イ 児童生徒の生命、身体又は財産を保護するため、学校が警察署との連携を必要と認めるもの
  - ウ 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれがあり、学校が警察署との連携を必要と認めるもの
  - エ その他事案の内容から、児童生徒の安全確保のため、学校が警察署との連携を必要と認めるもの
- 2 連絡の必要性については、対象事案を取り扱った連携機関が、それぞれ判断するものとする。

(相互連絡の範囲)

第6条 この協定による相互連絡の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名、対象事案の概要及び対象事案に関係する児童生徒の安全確保、再非行・被害防止並びに健全育成に資するため必要な情報とする。

(連絡責任者等)

第7条 連携機関による連絡責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲 安曇野警察署 生活安全課長
- (2) 乙 安曇野市教育委員会 教育部長  
麻績村教育委員会 教育次長

- 生坂村教育委員会 教育次長
- 筑北村教育委員会 教育次長
- 麻績村筑北村学校組合教育委員会 教育次長
- (3) 学校 学校長

- 2 連絡責任者は、それぞれ連絡担当者を指定するものとする。
- 3 連絡責任者又は連絡担当者は、相互に連絡制度の目的に沿って、面接又は電話により、速やかに連絡するものとする。
- 4 甲は長野県警察本部へ、学校は乙へ事案報告を行い、適切な措置が図られるよう配慮するものとする。

(秘密保持の徹底)

第8条 この連絡制度において相互に提供された情報については、秘密の保持を徹底するとともに、本制度の目的と趣旨を逸脱した取扱いをしてはならない。

- 2 連絡責任者は、秘密の保持を徹底するために必要な措置を講じるものとする。

(配慮事項)

第9条 この連絡制度に係る連携に当たっては、相互理解と信頼関係を保持するため、次の点に配慮するものとする。

- (1) 相互に連絡される情報については、正確を期するものとする。
- (2) 対象事案に関係した児童生徒の指導については、真に教育的効果に配慮するものとする。

(協議)

第10条 この連絡制度を円滑かつ効果的に実施するため、実施後3年ごとに甲と乙において検討を加える。ただし、その他必要があると認めるときは、甲と乙が協議するものとする。

(経費の負担)

第11条 この連絡制度の実施に係る費用は、連携機関が協議してそれぞれ負担するものとする。

(実施期日)

第12条 この連絡制度は、平成28年2月5日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考																																																																									
安曇野検定	<p>○平成 27 年度 安曇野検定 1 月 31 日 会場：穂高公民館、きぼう</p> <table border="1" data-bbox="368 434 1054 658"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申込</th> <th>受検者</th> <th>合格者</th> <th>合格率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般上級</td> <td>30</td> <td>27</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>一般基礎</td> <td>91</td> <td>74</td> <td>67</td> <td>90.5</td> </tr> <tr> <td>ジュニア</td> <td>152</td> <td>150</td> <td>81</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>273</td> <td>251</td> <td>148</td> <td>59.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○結果通知 2 月 19 日発送</p> <p>参考：過去の受検状況</p> <table border="1" data-bbox="389 826 1034 1137"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年度</th> <th colspan="2">一般の部</th> <th colspan="2">ジュニアの部</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>受検者</th> <th>合格者</th> <th>受検者</th> <th>合格者</th> <th>受検者</th> <th>合格者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>118</td> <td>19</td> <td>221</td> <td>84</td> <td>339</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>89</td> <td>37</td> <td>47</td> <td>23</td> <td>136</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>148</td> <td>93</td> <td>130</td> <td>20</td> <td>278</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>117</td> <td>79</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>138</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>472</td> <td>228</td> <td>419</td> <td>144</td> <td>891</td> <td>372</td> </tr> </tbody> </table>	区分	申込	受検者	合格者	合格率 (%)	一般上級	30	27	0	0.0	一般基礎	91	74	67	90.5	ジュニア	152	150	81	54.0	計	273	251	148	59.0	区分 年度	一般の部		ジュニアの部		計		受検者	合格者	受検者	合格者	受検者	合格者	23	118	19	221	84	339	103	24	89	37	47	23	136	60	25	148	93	130	20	278	113	26	117	79	21	17	138	96	計	472	228	419	144	891	372	
区分	申込	受検者	合格者	合格率 (%)																																																																							
一般上級	30	27	0	0.0																																																																							
一般基礎	91	74	67	90.5																																																																							
ジュニア	152	150	81	54.0																																																																							
計	273	251	148	59.0																																																																							
区分 年度	一般の部		ジュニアの部		計																																																																						
	受検者	合格者	受検者	合格者	受検者	合格者																																																																					
23	118	19	221	84	339	103																																																																					
24	89	37	47	23	136	60																																																																					
25	148	93	130	20	278	113																																																																					
26	117	79	21	17	138	96																																																																					
計	472	228	419	144	891	372																																																																					
総合芸術展	<p>○第 1 回実行委員会 平成 27 年 7 月 6 日 正副実行委員長の選任、総合芸術展開催要項</p> <p>○第 2 回実行委員会 平成 27 年 10 月 5 日 文化祭での作品選考方法、選考数</p> <p>○作品選考 平成 27 年 10 月 17 日 三郷 平成 27 年 11 月 1 日 豊科、穂高、堀金及び明科</p> <p>○第 3 回実行委員会 平成 27 年 11 月 10 日 作品再選考、出品者への連絡方法</p> <p>○第 4 回実行委員会 平成 28 年 2 月 1 日 レイアウト提示、最終調整、確認</p>	<p>○搬入、展示準備 3 月 3 日</p> <p>○第 5 回安曇野市総合芸術展 場所：「きぼう」多目的ホール 3 月 4 日から 23 日 展示数 92 点</p> <p>※豊科近代美術館友の会絵画部展開 催期間：3 月 5 日から 21 日</p>																																																																									
豊科公民館 竣工式	<p>3 月 27 日（日） 午前 10 時から 内容：式典及びセレモニー</p>	<p>詳細後日</p>																																																																									

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
青少年センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4月20日 第1回運営委員会</li> <li>○5月13日 長野県青少年補導センター理事会・研修会（上田市）</li> <li>○6月3日 センターだより第2号発行</li> <li>○6月11日 第2回運営委員会</li> <li>○7月17日 第40回長野県青少年補導活動推進大会（上田市）</li> <li>○8月5日 街頭巡回（三郷、堀金、明科地域）</li> <li>○8月12日 街頭巡回（豊科、穂高地域）</li> <li>○8月19日 第3回運営委員会</li> <li>○9月5日 あづみっ子まつりへの参加</li> <li>○10月7日 センターだより第3号発行</li> <li>○10月14日 先進地視察（長野市少年育成センター）</li> <li>○10月20日 県補導センター所長研修会（千曲市）</li> <li>○10月30日 中信4市補導センター連絡会議（塩尻市）</li> <li>○11月14日 長野県青少年健全育成県民大会（上田市）</li> <li>○12月21日 街頭巡回（豊科、穂高、堀金地域）</li> <li>○12月22日 街頭巡回（三郷、明科地域）</li> <li>○2月6日 青少年センター講演会 講師：上村恵津子先生（信州大学教育学部教授） 演題：「子どもとのコミュニケーションを考える」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月中旬 運営委員会</li> <li>3月下旬 街頭巡回</li> <li>3月下旬 センターだより第4号発行予定</li> </ul>

# 平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

## 社会体育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412 千円		3月13日 第3回スポーツ推進委員会 全体会
スポーツ推進審議会 予算額：137 千円		
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,000 千円	1月末現在 申請件数：67 件 交付額：790 千円	
市民スポーツ祭 予算額：1,500 千円	2月9日 第2回市民スポーツ祭実行委員会 第6回市民スポーツ祭の結果について 第7回市民スポーツ祭について	
スポーツ教室等 予算額：7,319 千円	2月6日 スポーツ指導者講習会 場所：堀金総合体育館 講師：伊那西高校新体操クラブ監督 橋爪みずず 参加者：60 名	コーディネーショントレーニング 体験会・学ぶ会 2月27日 場所：穂高総合体育館 講師：日本コーディネーショントレーニング協 会認定指導員
安曇野市体育施設の管理及び 運営等に関する見直しについ て	11月～ 関係団体に周知	
公式スポーツ施設整備計画	3月議会 公式スポーツ施設整備基金条例上程	2月中旬 南部総合公園再整備及び新 体育館整備基本計画策 定支援業務業者選定  3月中旬 入札予定

## 社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
有明運動場トイレ整備工事	1月下旬 トイレ下水道管渠工事着工  2月2日 トイレ棟整備工事定例会	3月15日 トイレ下水道管渠工事竣工 予定 3月25日 トイレ棟整備工事竣工予定
堀金総合体育館外壁改修工事	1月29日 外壁改修工事竣工  2月10日 竣工検査	
高家スポーツ広場駐車場整備 工事	2月10日 駐車場整備工事入札	3月30日 駐車場整備工事竣工予定
明科農村広場防球ネット整備 工事	1月19日 防球ネット整備工事入札	3月25日 防球ネット整備工事竣工予 定

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

文化振興事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
文化振興計画 進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間評価調査業務（アンケート業務）完了</li> <li>庁内関係各課の施策とりまとめ、評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内に中間評価とりまとめ</li> </ul>
東京藝術大学交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度事業予定について 校長会依頼（1 月 29 日）、藝大及び中学校顧問との調整（2 月 7 日）を経て以下のとおりとする。 第 1 回（コンサート）：6 月 4 日（土）・5 日（日）決定 第 2 回：11 月 5 日（土）・6 日（日）予定 第 3 回：2 月 4 日（土）・5 日（日）予定 小中吹奏楽祭：10 月 8 日（土）決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度の日程及び各回の詳細調整</li> </ul>
早春賦音楽祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 回実行委員会：2 月 25 日（木） 第 12 回事業計画について</li> </ul>	
信州安曇野薪能	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 5 回実行委員会：3 月 16 日 事業報告及び平成 28 年度事業計画について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度事業の詳細調整</li> </ul>
安曇野市美術館博物館連携事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度補助金申請：2 月 3 日（水）</li> <li>第 4 回実行委員会：3 月 15 日 平成 27 年度事業報告、平成 28 年度事業計画について</li> <li>平成 28 年度学校ミュージアム実施校：穂高西小、豊科北中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>決算及び事業報告書の作成</li> <li>事業計画の詳細検討</li> </ul>
第 5 回田淵行男賞写真作品公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集受付：1 月 6 日（火）～2 月 29 日（月）</li> <li>審査：3 月 10 日（木）</li> <li>実行委員会：3 月下旬予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査会準備</li> <li>28 年度事業計画、27 年度事業報告作成</li> </ul>
安曇野紙ヒコーキ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙ヒコーキ教室：4 月 11 日（土） 豊科南社会体育館</li> <li>大会：4 月 12 日（日） 豊科南部総合公園</li> </ul>	
「安曇野文化」刊行	<ul style="list-style-type: none"> <li>「安曇野文化」第 18 号（冬号）編集・印刷（2 月末発行）</li> <li>第 19 号（春号）の編集</li> </ul>	
博物館協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 回会議：3 月 25 日（金） 平成 28 年度各館事業計画について</li> </ul>	



安曇野市美術資料等選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」の全部改正に伴い、要綱設置の本委員会を条例に定める。</li> <li>3月議会後に要綱の改廃(4月1日施行)を予定。</li> </ul>	
----------------	---	--

### 高橋節郎記念美術館事業

「そば猪口アート公募展」	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回展 山形県白鷹町文化交流センター「あゆむ」：2月6日(土)～25日(木)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>返却：3月10日(木)</li> </ul>
「改組新第2回日展工芸美術長野県入選者展」	<ul style="list-style-type: none"> <li>会期：12月13日(日)～3月6日(金)</li> <li>本館通路を利用して展示</li> </ul>	
冬季展覧会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南の蔵」を活用した館主催の展覧会。作家に発表機会を提供し活動を支援するとともに、冬季の入館者増を図る。 矢下良平日本画展：3月2日(水)～3月13日(日) 大島和芳洋画展：3月17日(木)～3月30日(水)</li> </ul>	

### 文化財保護係

#### 文化財保護事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
市制施行10周年記念事業 あづみのフィルム アーカイブ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「よみがえる安曇野」映像作品の編集</li> <li>3月26日開催「よみがえる安曇野」上映会準備 チラシ作成 打合せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>映像作品の編集</li> </ul>
文化財関係説明板等の設置他	<ul style="list-style-type: none"> <li>「謂われの地」標柱設置工事 業者発注済 設置場所の確認(市内7ヶ所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月竣工</li> </ul>
古文書調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>「飯沼家文書」(南穂高)の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続調査</li> </ul>
大口沢化石調査の実施と調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>2月7・14・21・28日 調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続調査</li> </ul>

#### 埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
研修会への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村埋蔵文化財担当者研修会 2月25日 於：長野県立歴史館</li> </ul>	

発掘調査報告書作成	・平成 26 年度実施の埋蔵文化財保護事業について 芝宮南遺跡（穂高南小プール建設関係） 明科遺跡群古殿屋敷（一般開発関係） 工事立会い等（公共・一般） ※遺物実測、図面整備外	・3月末刊行
出土遺物分析	芝宮南遺跡及び明科遺跡群古殿屋敷自然遺物分析	報告書へ掲載
古墳出土鉄製品保存処理	魏石鬼窟古墳（D-1号墳）及びC-2号墳出土鉄製品 保存処理完了	博物館・資料館で展示
埋蔵文化財包蔵地内での土木工事に伴う保護協議	・公共事業に伴う工事立会い ・一般開発に伴う工事立会い	

## 博物館係

### 郷土博物館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
展覧会 1 企画展「レッドデータブック」展（仮） 2 常設展示の一部更新（拾ヶ堰を扱った展示）	○開催概要 ・内容：『安曇野市版レッドデータブック 2014』から、絶滅の危機にある動植物に標本やパネル等を展示して解説する。 会期：平成 28 年 3 月 12 日（土）～4 月 10 日（日） ○内容：平成 28 年は拾ヶ堰開削後 200 周年にあたるため、常設展示の一部について拾ヶ堰を主なテーマにした展示につくりかえる。	・各分野の専門者、環境部環境課、文化課との調整 ・作業時期は3月末ころを検討中。
講座 「こたつを囲む講座」	○開催概要 開催日：2月13日・20日・27日・3月5日の各土曜日 館長及び学芸員が調査研究してきた内容を平易な形で来館者に解説する。	・各職員から内容を集約。
刊行物発行 1 「安曇野風土記Ⅱ」執筆 2 紀要第3号 刊行	○内容：市内のお祭りを取り扱う ○内容：平成 26・27 年度にかかわる内容を中心に、館職員の中で執筆。	

### 郷土資料館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用	○内容 ・郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う等市民等の利用に供する。	郷土資料館・鐘の鳴る丘集会所 （H27年12月28日からH28年2月末までの日は休館）

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
企画展示 1 瀧澤伸介絵画展  2 三郷美術会新春小品展	○開催概要 ・開催期間：2月2日(火)～2月28日(日) 市内三郷中萱出身の画家による絵画作品 30 点を展示する。  ○開催期間：3月6日(日)～3月21日(月) 三郷美術会の会員 26 人による個性豊かな絵画、彫塑などを展示する。	・展示作業について打ち合わせ ・キャプション、タイトル等の準備

交流学習センター(施設)事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
穂高交流学習センター事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「佐藤嘉市と大正期の常念岳登山」展</li> <li>・会期：3月8日～4月24日</li> <li>・会場：穂高交流学習センター「みらい」交流ギャラリー</li> <li>○あづみのジュニアクラシック音楽会</li> <li>・期日：3月19日(土) 13:30～</li> <li>・入場無料</li> <li>・定員200人</li> <li>・会場：穂高交流学習センター「みらい」多目的交流ホール</li> </ul>
豊科交流学習センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開館5周年記念</li> <li>熊井啓監督作品「本覺坊千利休」上映会</li> <li>熊井明子講演会</li> <li>・期日：2月6日(土) 10:00～、13:30～</li> <li>・入場無料</li> <li>・会場：豊科交流学習センター「きぼう」多目的交流ホール</li> </ul>	
交流学習センター運営委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流学習センター運営委員会(第7回)</li> <li>・期日：3月中旬</li> <li>・場所：未定</li> <li>・内容：「安曇野市交流学習センター(施設)及び安曇野市図書館における管理運営の方向性について」報告書(案)について、その他</li> <li>※ 図書館協議会との合同開催</li> </ul>

図書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
図書館事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館協議会(第5回)</li> <li>・期日：3月中旬</li> <li>・場所：未定</li> <li>・内容：「安曇野市交流学習センター(施設)及び安曇野市図書館における管理運営の方向性について」報告書(案)について、その他</li> <li>※ 交流学習センター運営委員会との合同開催</li> </ul>

<b>報告事項第 10 号</b>	教 育 部 学 校 教 育 課
平成 28 年 2 月 22 日 提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 宮澤 慎二

タイトル	安曇野市学校給食センター運営委員補欠委員の委嘱について
要旨	安曇野市学校給食センター条例に基づく、安曇野市学校給食センター運営委員会委員の補欠委員の委嘱について、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長専決としたものです。
説 明	<p>運営委員会規則第 2 条に定める選出委員の内、教育委員及び P T A からの委員について、第 5 条の規定に基づき補欠委員として委嘱。</p> <p>(委嘱委員)</p> <p>【教育委員】(任期満了による改選)</p> <p>前任者：内田 洋子</p> <p>後任者：横内 理恵子 (よこうち りえこ)</p> <p>住所：安曇野市明科中川手 3763</p> <p>任期：平成 27 年 11 月 9 日～平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>【P T A】(前任者の辞任に伴い安曇野市 P T A からの推薦による改選)</p> <p>前任者：畠山 幸太 (安曇野市 P T A 連合会副会長)</p> <p>後任者：大久保 羊三 (おおくぼ ようぞう) 安曇野市 P T A 連合会副会長</p> <p>住所：穂高有明 3613 番地 18</p> <p>任期：平成 28 年 2 月 16 日～平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>○安曇野市学校給食センター運営委員会規則 (抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、安曇野市学校給食センター条例 (平成 17 年安曇野市条例第 228 号) 第 4 条の規定に基づき、安曇野市学校給食センター運営委員会 (以下「委員会」という。) の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 2 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 教育委員 1 人 (2) 小中校長各 1 人</p> <p>(3) P T A 5 人 (4) 学校医 1 人</p> <p>(5) 薬剤師 1 人</p> <p>(任期)</p> <p>第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任</p>

	<p>期間とする。</p> <p>2 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまで引き続き在任する。</p> <p>(注) 運営委員会規則については、平成 28 年 4 月 1 日付で改正あり。</p> <p>○安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(抜粋)</p> <p>第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、第2条第5号、第7号、第9号、第11号、第14号、第15号及び第18号に掲げる事項について、緊急を要し委員会の会議に付する時間的余裕のないときは、これらを専決することができる。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決したときは、その旨を次の委員会の会議に報告して、その承認を得なければならない。</p> <p>(第2条第9号)</p> <p>(9) 附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関すること。</p>
--	--